

青梅市介護予防・日常生活支援総合事業  
に関するQ & A（事業者向け）

問

総合事業のサービスで、どのサービスを利用する（したい）のかは、利用者が選択するのですか？  
ケアマネが状態を見て決定するのですか？

答

ケアプランの検討において、ケアマネジャーと本人が相談し、生活状況上の目標を定めた上で、目標が達成できるであろうサービスを決定していただきます。

問

契約書・重要事項説明書については、現在使用している書式に、「名称・金額」を修正すれば、そのまま使用して差し支えないですか？

答え

差し支えありません。

問

総合事業となった場合は他市のサービスは使えないのでしょうか

答

平成30年3月まででしたら、現行相当の訪問介護、通所介護のサービスは問題なく利用できます。  
平成30年4月以降は、市外の事業所でも青梅市の総合事業における事業者指定を受けている事業所であれば利用できます。

どこの事業所が利用可能かについては、ホームページ等でお知らせします。

問

総合事業の訪問介護による生活援助について、家族がいる場合の考え方はすべて今までと同じでよいのでしょうか

答

家事を行えるご家族がいる場合は、生活援助は原則としてご家族に担っていただくという考えで変わりありません。

問

要支援1の方の認定期限が平成29年3月末の場合で、更新申請をし、3月中に認定結果が出て要支援1だった場合、総合事業の対象者となりますか？

答

認定の効力が発生するのが平成29年4月1日なので総合事業対象者になります。

## 問

短期集中訪問型サービスと他の訪問型サービスを併用した場合、ケアマネジメントはどの事業所が行なうのでしょうか

指定居宅介護支援事業所でしょうか、それとも地域包括支援センターでしょうか

## 答え

総合事業における介護予防ケアマネジメントは地域包括支援センターが行い、状況に応じて指定居宅介護支援事業所に委託可能となっています。

またケアマネジメントの類型として、「原則的な介護予防ケアマネジメント」と「初回のみ介護予防ケアマネジメント」の2種類を設定していますが、どのサービスがどちらのケアマネジメントに該当するかは次のとおりです。

類型	原則的な介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントA)	初回のみ介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントC)
指定居宅介護支援事業所への委託	○	× (例外あり)
利用基準	以下のサービスを利用する場合 ・ 現行訪問介護相当の訪問型サービス ・ 家事支援に特化した訪問型サービス ・ 現行の介護予防通所介護相当の通所型サービス  その他地域包括支援センターが必要と判断した場合。	以下のサービスを利用する場合 ・ 元気高齢者等が家事支援を行う訪問型サービス ・ ADL・IADLの改善に特化した短期集中訪問型サービス ・ 軽度者向けの通所型サービス ・ ADL・IADLの改善に特化した短期集中通所型サービス

訪問型サービスのうち「現行訪問介護相当の訪問型サービス」または「家事支援に特化した訪問型サービス」のいずれかが利用サービスに含まれる場合は、「原則的な介護予防ケアマネジメント」になり、委託も可能となりますので、地域包括支援センターの判断により指定居宅介護支援事業所へ委託をお願いすることもあります。

「短期集中訪問型サービス」と「元気高齢者等が家事支援を行う訪問型サービス」のみを利用する場合は、「初回のみ介護予防ケアマネジメント」になりますので、原則として地域包括支援センターがケアマネジメントを行うこととなります。

問

地域支援事業では要支援1・2の人と自立の人が同じ枠組みで介護予防事業を受けることとなりましたが、介護予防事業のコミュニティサロンや簡単なエクササイズ教室、皆で運動できる場所、栄養指導セミナーやパンフレットの配布による啓発、地域を巻き込んだ住民参加型の介護予防はどうなりましたでしょうか。

答

青梅市が講師等を用意して実施する運動機能向上教室や、介護予防リーダーの養成、梅っこ体操の啓蒙による地域での自主的介護予防活動の啓発は、今後も続けていく予定です。

また、都度テーマを決めての介護予防講演会も引き続き実施していきます。

コミュニティサロンについては、生活支援コーディネーターを中心に、地域の方々との意見交換等を行いながら必要性等を検討していく予定です。

問

説明会資料の青梅市の訪問型サービスの類型1の家事支援に特化した訪問型サービスのサービス利用対象者の目安のところに、「※要介護認定非該当からの事業対象者は除く。」とありますが、これはチェックリストによる総合事業該当者は、このサービスを利用できないという事でしょうか？

答

家事支援に特化した訪問型サービスは専門性が必要であることから、要支援1相当以上の方を対象と考えています。

一旦要介護認定をされて、非該当が出た方が、状態が変わらないまま基本チェックリストを実施し、総合事業対象者になった場合、要支援1に満たない状態と判断しますので、家事支援に特化した訪問型サービスの利用対象外と判断します。

ただし、認定申請をせずに、基本チェックリストにより総合事業対象者となった方で、疾患等により訪問時の見守り等専門性が必要と判断されれば、家事支援に特化した訪問型サービスの利用対象となります。

#### 問

軽度者向けの通所型サービスの定員のことで質問です

国のQ&Aを見ると、

通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）および従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う事業所の定員については、

- ・ 通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスについては、通所介護の対象となる利用者（要介護者）と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの対象となる利用者（要支援者等）との合算で、利用定員を定め、
- ・ これとは別に通所型サービスAについては、当該サービスの利用者（要支援者等）で利用定員を定めることとしている。

以上のように記載されています。

現状、面積基準いっぱい定員20人としていた場合、軽度者向けのサービスに参入し、例えばその定員を5人とした場合、通所介護及び介護予防通所介護に相当するサービスの合算で定める定員を20人から15人に変更する必要がありますか？

#### 答

見込みのとおり、面積基準いっぱい定員20人としている場合で、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）も一体的に行う際、サービスAの定員を5人と設定したら、通所介護及び介護予防通所介護相当のサービスの合算定員は15人に変更する必要があります。

#### 問

たとえば、地域密着デイで定員18名の場合、軽度者向けデイの定員5名にすると、通常デイの定員は13名とする必要がありますか。

地域密着デイで定員18名と別に軽度者向けデイの定員5名を一体的に運営した場合、合計すると23名になりますが、その場合は通常規模型に移行のでしょうか？

23名に対する面積は確保できるとした場合の解釈としてご回答お願い致します。

#### 答え

軽度者向けの通所型サービスの定員は、地域密着型サービスの定員とは別で考えます。

面積が確保できる前提で、地域密着デイの定員を18名、軽度者向けデイの定員を仮に5名とし、合計23名となった場合でも、地域密着型デイはそのままの扱いとなります。（通常規模に移行ということにはなりません）

問

現在面積約46平方メートルで定員10名で開設している。

面積的には軽度者向けの通所型サービスの定員を5名で設定できる。

人員としては、専従として、生活相談員、介護職員、機能訓練指導員が1名ずつ確保しているが、軽度者向けのサービス定員5名を設定した場合、人員を、特に看護職員を増やす必要があるか。

答

看護職員を含めて、人員を増やす必要はありません。

問

総合事業に係る記録の保存は、介護保険法と同じ2年ですか？それとも地方自治法の5年ですか？

答

2年です。

問

生活保護の方は、どのように請求しますか？

答

いままでどおり生活福祉課へ請求してください。